

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への就労促進事業
SNS を活用した就労相談窓口システム及びポータルサイトの
開発・構築ならびに運用・保守業務委託仕様書

令和 8 年 5 月
兵庫県労政福祉課

【SNS を活用した就労相談窓口システム】	
1	件名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3	履行期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	（1）履行期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	（2）概略スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	履行場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5	システムの全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	（1）基本要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	（2）相談者のシステム利用環境・・・・・・・・・・・・ 5
	（3）相談員のシステム利用環境・・・・・・・・・・・・ 5
	（4）相談対応に係る機能・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	（5）情報セキュリティ要件・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6	システムの運用・保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	（1）保守点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	（2）サービス停止、復旧・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	（3）バージョンアップ対応・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7	保守・サポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	（1）SNS 公式アカウントの開設等 ・・・・・・・・ 6
	（2）運用開始後の保守・サポート・・・・・・・・・・・・ 6
	（3）初期研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
8	システム担当業者の資格要件等・・・・・・・・・・・・ 6
9	利用規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
10	本システムの導入に関する関係者・・・・・・・・・・・・ 7
11	導入支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（1）実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（2）実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（3）会議体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（4）導入準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（5）本システムの作成・修正等・・・・・・・・・・・・ 7
	（6）問合せ窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	（7）マニュアル等の提供・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（8）バージョンアップ版のリリース・・・・・・・・・・・・ 8
12	納品物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（1）納品物一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（2）作成上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
13	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（1）再委託の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（2）善管注意義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（3）機密保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（4）法令等の順守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	（5）知的財産の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	（6）契約終了後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	（7）疑義の解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【ポータルサイトの開発・構築】

1 件名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

3 役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4 ポータルサイトの構成・必要条件等・・・・・・・・10

5 技術的な要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

6 テスト要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

7 セキュリティ事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

 (1) 県情報セキュリティ対策指針の遵守・・・・・・・・11

 (2) 権限設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

 (3) パスワード設定・・・・・・・・・・・・・・・・11

 (4) 脆弱性対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

 (5) ログの取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

 (6) 納入前のセキュリティ検査の実施・・・・・・・・11

8 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

9 経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

10 納入成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

11 納入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

12 納入場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

13 秘密の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

14 再委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

15 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
県	兵庫県
対象システム	SNS を活用した就労相談窓口システム
手続	申請等（申請、届出、報告等）、処分通知等、縦覧等又は作成等（台帳・帳簿作成等）のこと
管理者	本システムを利用して SNS 相談を受信対応する受託者等
利用者	本システムを利用して SNS 相談を発信する県民等

SNS を活用した就労相談窓口システムの仕様書

1 件名

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への就労促進事業 SNS を活用した就労相談窓口システム業務委託

2 目的

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等は、対面の職業相談窓口ではハードルが高いと感じている層が多いため、新たに SNS を活用したチャット・ビデオによるキャリア相談、AI マッチングなどを実施することで正規雇用につなげる。

3 履行期間

(1) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(2) 概略スケジュール

本システムの導入に係る概略スケジュールは、図 1 のとおりとする。
※進捗によっては前後する場合がある。

フェーズ	R8 年度				
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
コンペ		■			
開発・構築・環境設定・運用テスト			■	■	■
本格運用開始					■
導入支援	■	■	■	■	■

図 1 概略スケジュール

4 履行場所

兵庫県産業労働部労政福祉課の指定する場所及び就労相談業務受託者の執務室

5 システムの全体構成

本システムは以下の機能を具備すること。

(1) 基本要件

- ① 窓口へ相談する県民（以下「相談者」という。相談を受け付ける担当者（以下「相談員」という。）双方にとって、操作性が高いシステムとすること。
- ② 運用開始後の性能向上や構造の変更等を柔軟に行えるなど、将来的なシステム拡張性を確保したシステムとすること。
- ③ 令和 3 年 4 月 30 日付け「政府機関・地方公共団体等における業務での SNS 利用状況調査を踏まえた今後の SNS サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」に準拠したシステムとすること。（SNS サーバ上に相談内容を保存しないシステムとすること。）
- ④ 本システムの情報の保存場所（データサーバの設置場所）は国内であること。また裁判管轄は国内の裁判所で準拠法は国内法であること。
- ⑤ 本システムにて、非公開の情報（相談者の個人情報等）を取り扱った場合は、事前に県の担当者に許可を得ること。
- ⑥ 本システムの情報セキュリティ対策について、その責任分界点を発注者と受託者の間で定め、運用開始後も定期的な確認を行うこと。
- ⑦ 本システムはオンプレミス型ではなく、クラウド型とすること。
- ⑧ 本システムは 24 時間 365 日利用可能であること。ただし、保守のための計画的な停

止を除く。

- ⑨ システム及びデータに対して自動でバックアップを行う機能を有すること。

(2) 相談者のシステム利用環境

相談者は、スマートフォン用の ios 版または Android 版の SNS アプリケーションを使用し、本システムを利用できること。

(3) 相談員のシステム利用環境

- ① 相談対応画面や管理画面は、パソコン(Windows10 以上)のインターネットブラウザで利用でき、専用ソフトウェアのインストールが不要であること。
- ② 本システムは Edge、Google Chrome を使用し、インターネット環境に接続して利用できること。また、それぞれの最新バージョンで動作すること。
- ③ 管理者アカウントのログイン ID 数は3個以上を保有できること。
- ④ 相談対応アカウントは、10 アカウント以上の同時ログインができること。
- ⑤ 必要に応じてアカウントを追加できること。

(4) 相談対応に係る機能

- ① 相談者から新規の相談があった場合に、通知を受けることができること。
- ② JPEG 形式、PNG 形式の10MB までの画像の送受信ができること。
- ③ 相談員がメッセージを送信する前に、送信内容を再確認できること。
- ④ 受付時間外に相談が着信した際、自動応答メッセージを送信できること。また受付時間外であっても、相談者に対して個別にメッセージを送信できること。
- ⑤ 同一相談者の過去の相談履歴を相談対応画面にて一覧で表示できること。
- ⑥ メッセージの既読確認機能を有していること。
- ⑦ 相談者の属性や相談内容等の分類分けができるタグ機能を有していること。
- ⑧ 相談内容の要旨や対応方針を記入できるメモ機能を有していること。
- ⑨ 報告のための集計や引継ぎのため必要なユーザーデータなどを抽出できること。
- ⑩ 万一、緊急対応が必要な案件が発生した際に、警察から SNS の開発会社に対して情報開示請求ができるよう相談者の UID を抽出できること。

(5) 情報セキュリティ要件

- ① 暗号化
 - ア インターネット上の通信について、SSL/TLS (TLS1.2 以上) による暗号化通信を行い、改ざん等への防止対策を実施すること。
 - イ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める「TLS 暗号設定ガイドライン」第3版に準拠すること。
 - ウ サーバで保存するデータは、全て暗号化を行うこと。
- ② サーバ環境
 - ア サーバ等の環境設備は日本国内に設置し、データを安全に管理すること。
 - イ データを保存するパブリッククラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のクラウドサービスに登録されていること。
- ③ 脆弱性対策
 - 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が定める「安全なウェブサイトの作り方」改訂第7版の第1章「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装」に示される11種類の脆弱性について対策を行うこと。
- ④ セキュリティ対策
 - ア ファイアウォール等のサイバー攻撃対策及び不正アクセス対策を実施すること。
 - イ 適切かつ万全なウイルス対策を実施すること。

ウ アクセスログを 180 日以上保存すること。

⑤ 可用性

ア サーバは負荷分散を行った構成とし、システム全体での可用性を高めること。

イ 安定したサービスを継続するため、サーバの冗長化を行うこと。

⑥ システムログイン時の認証要件

ア ID、パスワードは運用担当者がアカウント作成および管理しているもののみでログインが可能であること。

イ 接続元の IP アドレスによる接続制限を設けることが出来ること。

6 システムの運用・保守

(1) 保守点検

システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、セキュリティに関して定期的な保守点検を行うこと。システムに障害が発生した場合や脆弱性が発見された場合等のトラブルが発生した際には、速やかに対応すること。ソフトウェアのバージョンアップについては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、サービス利用者への影響を考慮し、提供及び適用作業を行うこと。

(2) サービス停止、復旧

受託者が計画的にサービスを停止する場合は、遅くともサービス停止の 7 日前までに県に連絡すること。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではない。

また、計画的なサービス停止以外の要因によりサービスが停止した場合には、受託者は速やかに復旧または代替手段を提供し、サービスの安定的な運用に努めること。

(3) バージョンアップ対応

本業務に導入されるシステムに対して性能や品質の強化等を目的としたバージョンアップは、契約の範囲内において対応すること。新たな機能の追加等、契約の範囲を超える場合は県と協議すること。

7 保守・サポート

(1) SNS 公式アカウントの開設等

システム担当業者は、本事業で使用する SNS 公式アカウントの開設の申請に係る手続きの説明をすること。

(2) 運用開始後の保守・サポート

システム担当業者は、窓口が円滑にシステムを利用できるよう保守・サポートの体制を備えていること。

(3) 初期研修の実施

円滑にシステム運用を開始できるよう、システム担当業者は相談員に対してマニュアルに基づいたシステムの操作方法に係る初期研修を実施すること。

8 システム担当業者の資格要件等

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証 (ISO/IEC 27001) を取得していること。受託者が本システムを第三者から調達している場合は、本システムを提供する事業者がプライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していること。

9 利用規模

管理者や利用者の範囲

区分	人数
管理者	約 10 名
利用者	約 100,000 名

※管理者は県および相談受託者

10 本システムの導入に関する関係者

本システムの導入に関する主な関係者は以下のとおり。

関係者	役割
兵庫県労政福祉課	・本業務全般のプロジェクト管理・運営 ・相談業務受託者との調整
【受託者】	・当該システムを利用したSNS相談の対応
【受託者】	・当該システムの開発・構築ならびに運用・保守

11 導入支援業務

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) 実施体制

受託者は本業務の実施体制を構築し、業務実施体制図（案）を作成のうえ、県の承認を得ること。受託者は県労政福祉課の連絡窓口を提示し、障害発生時等に迅速かつ適切に対応できるようにすること。障害発生時の対応については、対応ルール・手順等をあらかじめ定めておき、定期的に見直しを行うこと。

(2) 実施スケジュール

受託者は本業務の実施スケジュールを作成し、業務実施スケジュール（案）を作成のうえ、県の承認を得ること。

(3) 会議体

契約締結日から原則 5 営業日以内を目途に兵庫県労政福祉課との初度会議を実施すること。初度会議以降の会議については、会議内容・開催頻度・開催形式（対面・Web 会議）等を県と協議のうえ決定し、実施すること。

(4) 導入準備

本業務を実施するために必要となる管理者用のアカウントを発行すること。

また、本ツール導入のための事前準備（対象システムにデジタルガイドを表示させるためのコード挿入もしくは対象システムを利用する端末へのブラウザ拡張機能の配布）は県及び対象システムの保守ベンダにて実施するが、その際の必要な助言と支援を行うこと。

(5) 本システムの作成・修正等

本システムの操作方法の習得を円滑にできるよう、県職員、相談業務受託者への運用支援を行うこと。また必要に応じて、県職員、相談業務受託者向けに本システムの操作方法の説明会を実施すること。

(6) 問合せ窓口

受託者は県からの技術的な問合せに対応する窓口を設置し、回答や助言を行うこと。

対応時間は、平日 9 時から 18 時までとすることが望ましいが、これにより難しい場合は、対応可能な時間帯を提案すること。なお、メールの受付は 24 時間 365 日行うこと。

(7) マニュアル等の提供

本システムの運用にかかるマニュアルもしくは説明動画を提供すること。システム改修等により操作方法の変更等が生じた場合は、県に共有の上、最新情報に適宜更新すること。

(8) バージョンアップ版のリリース

デジタルガイドのバージョンアップ版がリリースされた際には、事前に県にバージョンアップ版の内容を説明し、バージョンアップ版の適用可否、適用日を協議のうえ決定し、実施すること。

(9) テスト要件

本格運用前にテスト計画書を作成の上、県の承認を得ること。テスト終了後は結果報告書を提出すること。

12 納品物

(1) 納品物一覧

提出すべき納品物一覧を以下のとおり示す。

納品物名	納品形態	提出時期
業務計画書 ・業務実施体制図、 ・業務実施スケジュール	電子メール	着手前
業務完了報告書	電子メール	履行期間満了後
会議資料・議事録	電子メール	随時

(2) 作成上の注意

- ・ 納入に必要な資材は、受託者において用意すること。
- ・ 電子データは、Microsoft Office 2016以降で編集できること。
- ・ 納品物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について県に説明を行い、指定された日時までに再度納品すること。

13 留意事項

(1) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならない。但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(2) 善管注意義務

受託者は、本業務を遂行するにあたり善良な管理者の注意をもって処理するものとする。

(3) 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契

約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 法令等の順守

受託者は、開発、保守に関して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、情報セキュリティポリシー等を順守すること。また、法令及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 知的財産の取扱い

本業務における成果物に関する一切の知的財産権（著作権法 21 条から 28 条の権利に定めるすべての権利を含む）は、原則として委託者に帰属する。

受託者は、成果物に関し著作権者人格権を行使しない。ただし、受託者が従前より保有していた技能・技術等で、本業務終了後に受託者がその権限を行使することに合理的な理由があるものは、委託者及び受託者で協議の上、必要な範囲で決定する。

(6) 契約終了後の措置

クラウド上に保存されたデータの抹消が必要な場合は、ISMAP 管理基準に準拠した暗号化消去を用いること。

(7) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。

ポータルサイト制作業務 仕様書

1 件名

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への就労促進事業ポータルサイト制作業務

2 目的

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への就業支援として、国や県、市町などがさまざまな事業を実施している。しかし、それらの支援事業はそれぞれの主体で発信しており、支援を必要としている個人に届きにくい状況にある。このため、就職氷河期世代や若年無業者の就労促進に向け、各主体が実施する就業支援情報をポータルサイト上で一元的に発信する。

3 役割

- (1) 国や県、市町などが実施する就業支援情報を視覚的な要素を含め支援対象者に伝える。
- (2) 支援対象者が興味や関心を持ち、施策の情報に触れる場とする。

4 ポータルサイトの構成・必要条件等

- (1) PC及びスマートフォン、タブレットで閲覧可能であること(スマホ閲覧を重要視)。
- (2) ページのデザインに関しては、支援対象者への訴求効果が高いものであること。
- (3) ドメインは県と協議して決定すること。県の管理下にある県のサブドメイン(～.pref.hyogo.lg.jp)を利用しない場合は、公開終了後でも最低1年間は悪用がないようドメイン継続保有等の適切な管理を講じること。

5 技術的な要件

- (1) 対象ページをスマートフォン及びタブレット等機器での閲覧対応とすること。
- (2) 委託者担当者による検収が可能なこと。
- (3) 最終納品前にPC、スマートフォン等の異なる解像度の指定環境下で表示検証を実施し、その実施記録を納品すること。
- (4) 対応するブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Apple Safari、Mozilla Firefoxの最新バージョンとする。また、できる限り「JIS-X8341-3:2016」の基準(AA)に準拠したウェブアクセシビリティとなるよう工夫すること。
- (5) 常時SSL化に対応したHP構成とすること。

6 テスト要件

- (1) 試験項目は次の内容を想定している。試験を実施し、試験結果報告書により報告すること。
 - ア 機能試験
 - ・ページ表示の確認
 - ・リンクの動作確認
 - イ サーバ環境試験
 - ・サーバのOS・PHP・データベースのバージョン確認
 - ・SSL証明書の有効性とHTTPS通信の確認
 - ・ファイルのパーミッション設定確認(セキュリティ対策)
 - ウ 表示試験
 - ・各種ブラウザでの表示確認(Chrome, Edge, Safari, Firefox)
 - ・モバイル端末での表示確認(iOS, Android)
 - ・レスポンシブデザインの動作確認
 - エ パフォーマンス試験
 - ・ページ表示速度

- ・サーバ負荷試験（同時アクセス時の挙動）
- オ セキュリティ試験
- ・管理画面のアクセス制限（IP制限、Basic認証など）
 - ・バックアップ機能の確認

7 セキュリティ事項

- (1) 県情報セキュリティ対策指針の遵守
 - ・県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
 - ・セキュリティ上必要な以下の安全対策について適時実施すること。
- (2) 権限設定
 - ・ログオン時にユーザーを認証し、システムへのアクセス制御を行い、各種機能の利用に対する権限を付与・制御する機能を有すること。
 - ・県側でシステム管理者の登録・削除ができること。
 - ・システム管理者が利用者IDの登録・削除やアクセス権限の設定・変更ができること。
- (3) パスワード設定
 - ・初期パスワードは初回ログオン時に必ず変更させる機能を有すること。
 - ・パスワードは英大小文字、数字、記号を含む10桁以上にすること。
- (4) 脆弱性対策
 - ・オペレーティングシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。
 - ・納入時点までのセキュリティパッチの適用により、システム運用に問題が生じる可能性がある場合は、事前に県側と協議すること。
 - ・FTP、IMAP、POP3等の不要なポートを閉じること。
 - ・古い暗号化技術（SSL3.0、TLS1.0等）を継続使用しないこと。
 - ・サポート切れのOSやミドルウェアを継続使用しないこと。
 - ・移設後のウェブコンテンツに対しSSL化を実施すること。
- (5) ログの取得
 - ・個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システム利用者及びシステム管理者のアクセスログを取得すること。
- (6) 納入前のセキュリティ検査の実施
 - ・県によるセキュリティ監査（Nessus、Nikto、ZAP等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック）を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い、脆弱性が解消された旨、県の承認を得る必要があるため、留意すること。

8 履行期間

履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

9 経費

ホームページの制作費用の見積をそれぞれ提示すること。

10 納入成果物（納品形式は、Microsoft製Office形式又はHTMLファイルとする）

- (1) ホームページ制作データ一式

11 納入方法

データの納品についてはウェブサーバ上へのアップロードとする。

12 納入場所

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

13 秘密の保持

請負者は、業務期間内であるなしに関わらず業務遂行上知り得た秘密を、第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

14 再委託

- (1) 請負者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- (3) 契約者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を契約担当者に提出し、契約担当者の書面による承認を得た場合は、契約者は、契約担当者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- (4) 前項ただし書きにより契約担当者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、契約者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- (5) 契約者は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、契約担当者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、契約担当者の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- (6) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、契約者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、契約担当者の承認を受けなければならない。
- (7) 契約者は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、契約担当者に対し全ての責任を負うものとする。

15 その他

- (1) 請負者は、担当者の検査結果に基づき、不都合が生じた場合は、誠意を持って改善し、改めて再検査を求めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めること。
- (3) 本仕様書の定めのない事項についても、作成に際しては担当職員と十分なすり合わせを行い業務内容上の不備を生じさせないこと。
- (4) 納入成果物に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、納品の日から1年間、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しにより、履行を追完すること。
- (5) 導入時には、OS、ミドルウェア、CMS、アプリケーションファイル(Webコンテンツ含む)等を最新版に更新するとともに、セキュアコーディングや適切なアクセス権限付与等を行うこと。